

平成22年10月28日
フコクしんらい生命保険株式会社

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について

平成22年7月6日、最高裁判決において、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないとすると判示されたことを受け、国税庁から税務上の取扱いを改めるとともに過去5年分（平成17年から平成21年分）に納めすぎとなっている所得税の還付手続きの開始が公表（10月20日付）されました。

弊社は、過去5年分（平成17年から平成21年分）の所得税に関し、相続または贈与等により年金等をお受け取りになり、お受け取り時に所得税が源泉徴収されたお客さまには、還付手続に必要となる『年金お支払い情報』等をお送りさせていただきました。

なお、還付に関するご相談や実際のお手続につきましては、お近くの税務署にお問い合わせください。

以 上

ご参考：生命保険協会HP

『遺族が年金方式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税取消しについて』